

印西地区環境整備事業組合（以下、「本組合」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じ、（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定した。よって、同法第 11 条第 1 項の規定に準じ、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 5 年 4 月 3 日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業

特定事業の選定について

令和5年4月

印西地区環境整備事業組合

目 次

第1章 事業内容に関する事項.....	1
1. 事業名称.....	1
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	1
3. 公共施設等の管理者.....	1
4. 事業目的.....	1
5. 施設概要.....	1
6. 事業方式.....	2
7. 事業期間.....	2
8. 事業期間終了時の措置.....	2
9. 事業者の業務範囲.....	2
10. 事業者の収入.....	3
11. 本組合の業務範囲.....	3
第2章 本組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価.....	5
1. 評価方法.....	5
2. DBO 方式として実施することの定性的評価	5
3. 本組合の財政負担見込額による定量的評価.....	5
4. 総合評価.....	7

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称： エネルギー回収型廃棄物処理施設
マテリアルリサイクル推進施設
種類： 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

印西地区環境整備事業組合 管理者 板倉 正直

4. 事業目的

本事業は、「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画」（平成28年4月）に示す以下の基本方針を実現するため、一般廃棄物の適正な処理とともに地域環境との調和や資源循環型社会への貢献等を視野に入れた事業計画とし、地球温暖化防止対策に努め、将来的なカーボンニュートラル・地球環境の保全を目指す、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下、「本施設」という。）を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

- ・地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備
- ・循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備
- ・経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備

5. 施設概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

項目	概要
エネルギー回収型廃棄物処理施設	焼却処理方式：全連続式燃焼ストーカ式焼却方式 処理能力：156t/日（78t/日×2炉） 燃焼ガス冷却方式：循環式廃熱ボイラ方式 エネルギー回収率：17.5%以上
マテリアルリサイクル推進施設	処理能力：10t/日

6. 事業方式

本事業はDBO方式により実施する。

本施設の設計・建設業務は、建設工事請負事業者が行うものとする。また、本施設の運営維持管理業務は、事業者が設立した特別目的会社が行うものとする。

なお、事業者は35年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する予定である。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間 : 特定事業契約締結日から令和10年3月31日まで
(令和10年4月1日供用開始予定)
- (2) 運営維持管理期間 : 令和10年4月1日から令和30年3月31日まで(20年間)

8. 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設について供用開始後35年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営維持管理業務を行うこととする。

事業者は令和25年度(運営開始後16年目)の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本組合と協議を開始すること。

9. 事業者の業務範囲

事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金等の交付申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本組合が実施する業務に対して協力すること。

- (1) 設計・建設業務
 - 1) 建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
 - 2) 施工については、土留め、杭・土工事、土木工事、建築工事(搬出入口・ランプウェイ等)、機械設備工事、機械設置据付工事、外構・門扉・植栽工事、その他本事業の実施に必要な工事を行う。
 - 3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (2) 運営維持管理業務
 - 1) 運営維持管理事業者は、本組合と特別目的会社が締結する運営委託契約に基づき、本施設の運営維持管理業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理並びにエネルギー

及び資源物の回収を行う。なお、運営維持管理事業者の業務範囲は、本施設に係る以下の業務とする。

- ・受付業務
- ・運転管理業務
- ・維持管理業務
- ・環境管理業務
- ・防火・防災管理業務
- ・保安業務
- ・住民等対応業務
- ・情報管理業務
- ・上記に付帯する関連業務

2) 運営維持管理事業者は、焼却残さ及び不燃残さの適正処理及び保管を行う。灰等引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、本組合が指定する灰等引取業者または運搬事業者に引き渡す。

3) 運営維持管理事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、発電した電力は、本施設の使用電力に充てる。また、本組合が今後整備を予定する地域振興策施設（令和 10 年度供用開始予定）へ送電を行うほか、熱エネルギーの供給を行い、さらに、余剰電力は売電を行う。なお、売電収入は、本組合に帰属する。

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書において示す。

(1) 本施設の設計・建設に係る対価

本組合は本施設の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 本施設の運営に係る対価

本組合は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって特別目的会社に支払う。

11. 本組合の業務範囲

本施設において本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

(1) 行政機関等の見学者等の対応

本組合は、運営維持管理事業者と連携して行政機関等からの本施設にかかる問い合わせや見学などに対応するものとする。

(2) 処理不適物等の搬出、利用または処理若しくは処分

本組合は、本施設に持ち込まれた処理不適物、本施設で発生した焼却主灰、飛灰処理物、資源回収物等の副生成物を搬出し、利用または処理若しくは処分を行うものとする。

(3) モニタリング業務

本組合は、本事業が運營業務委託契約書等に基づき適切な運営維持管理業務が行われているかの監視（モニタリング）を行う。

(4) 許可証発行業務

本組合は、許可証発行業務を行う。

第2章 本組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

1. 評価方法

本事業を PFI 法に準じた事業（以下、「PFI 等事業」という。）として実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本組合の財政負担が同一の水準でかつ公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行った。

- ・ DBO 方式として実施することの定性的評価
- ・ 本組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・ 上記による総合的評価

なお、本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、特別目的会社からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2. DBO 方式として実施することの定性的評価

本事業を DBO 方式として実施する場合、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 一括受注による運営維持管理の効率の向上

本事業の設計・建設及び運営維持管理を事業者が一貫して実施することにより、施設の設計に運営維持管理事業者の意見が反映され、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運営維持管理の実施が可能になることが期待できる。

(2) 長期的な視点に基づく運営維持管理の質の向上

DBO 方式で長期的かつ包括的に委託することで、事業者が事業期間全体を通じ、ノウハウを持った人材の継続雇用や長期的な視野での業務改善、効率的な調整等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定性の向上

事業の実施にあたり、事故や金利の変更、天災など、事前に予測できない不確定要素による事業の損失が発生する可能性について、あらかじめ本組合と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、迅速かつ適切な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

3. 本組合の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本組合が民間事業者に単年度委託する場合及び DBO 方式として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、表 2 及び表 3 のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表2 事業費などの算出の考え方

項目	本組合が事業者 に単年度委託	DBO 方式	算出根拠
設計・建設業務に係る費用の算出方法	・建設費	同左	・DBO方式の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定 ・本組合が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定
運営維持管理業務に係る費用の算出方法	・人件費 ・用役費 ・維持管理費 ・リスク調整費／保険料	同左	・DBO方式の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定 ・本組合が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定 ・売電による収益は本評価には含まない。
資金調達にかかる費用の算出方法	・交付金※ ・起債 ・一般財源	同左	・交付金については、交付対象額をプラントメーカーの見積等から設定 ・起債については、交付金対象額から交付金を控除した金額に対して90%、建設費から交付金対象額を控除した金額に対し外75%を各々充当する。起債償還期間は20年（元金据置期間3年）、起債金利は近年動向を踏まえて設定
税金		・登録免許税 ・法人税実効税率	・各種税率より設定
その他	・設計・建設事業発注支援 ・施工監理費用	・事業発注支援・施工監理費用 ・運営モニタリング費用・開業費 ・一般管理費（SPC経費）	・コンサルタントへのヒアリング等によって設定

※交付金：環境省の循環型社会形成推進交付金等を予定

表3 VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠・理由
割引率	0.465%	・過去5年間の国債（20年債）の利率から設定
物価上昇率	—	・著しい物価変動のリスクは本組合分担としているため、物価変動は考慮しない。
リスク調整値	—	・公表に際しての十分なデータは収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識 ・第三者賠償保険料等を想定し、他の事例から5,000千円/年間と設定

※VFM (Value For Money)：支払に対して最も価値の高いサービスを提供する考え方の事。ここでは、本組合が自ら実施する場合とDBO方式として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

※リスク調整値：特定事業として実施する場合には、従来方式で本組合が負担していたリスクのいくつかは民間事業者に移転する。このリスクが顕在化した場合、従来方式では本組合に追加費用が必要となるが、DBO方式では本組合に追加費用は発生しない。この差額（効果）を意味している。

(2) 財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担の比較は、表 4 のとおりである。ここでは、本組合が自ら実施する場合の財政負担見込額を 100 とし、指標により比較を行った。

表 4 財政負担見込額の比較

項目	財政負担の指標
本組合が自ら実施する場合	100.0
DBO 方式として実施する場合	97.4
VFM	2.6

4. 総合評価

本事業は、DBO 方式として実施することにより、本組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本組合の財政負担見込額について、2.6%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を DBO 方式として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に準じて特定事業として選定する。